

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和8年5月8日理事から提出された令和7年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和8年5月28日

山梨県農業共済組合

代表監事 中 田 昇

監 事 三 科 貢 一

監 事 秋 山 忠